

川崎市立富士見台小学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営方針

教育基本法
学校教育法
学習指導要領等

学習指導要領

学びに向かう力
人間性の涵養

生きて働く
知識・技能の習得

思考力・判断力・表現力等
の育成

**個性輝く
豊かな人間性を培い
国際社会に
たくましく生きる子の育成**
～やさしく かしこく たくましく～

かわさき教育プラン

自主・自立 共生・協同

各種全体計画

人権尊重教育
道徳全体計画
いじめ防止基本方針
学校保健計画
食育年間計画
各教科等 年間計画

① 確かな学力 ～かしこく～	② 豊かな心 ～やさしく～	③ 健やかな心身 ～たくましく～	④ 地域とともに ～みんなといっしょに～
-------------------	------------------	---------------------	-------------------------

中期学校経営目標（5年目標）

主体的・協働的な学びの推進	個性の尊重と共生・協働の心を育む	主体的活動を生む意欲の向上・態度を育む	地域の人々とともに生きる態度を育む
情報活用能力の育成	【富士見台プラン】 豊かな心の醸成	国際理解教育の推進	

短期学校経営目標（今年度の重点）【キャリア在り方・生き方教育】 【SDGsの取組】

互いに学び合い、高め合う子～一人一人が学びの主人公～【R5「かわさきGIGAスクール構想」推進協力校】

○生きて働く知識・技能の習得と活用 ○協働的な学びを通じた思考力・判断力・表現力の育成 ○情報活用能力・問題解決能力の育成	○認め合い、協力し合う学級づくり（共生*共育） ○道徳教育、人権尊重教育等を基盤とした心の育成 ○豊かな感性を育む教育活動の推進	○安全・健康教育の充実 ○児童の主体的活動の推進 ○夢や希望をもち、自らの生活を創造する力の育成	○地域社会と連携した活動の充実 ○学校と保護者・地域との連携
---	--	--	-----------------------------------

○学習規律の確立・定着 ○個に応じた学習支援の充実 ○個の学びの充実を図る学習形態の工夫・授業改善 ○情報活用能力を生かした問題解決学習の推進 ○たくましく生きる力を育む魅力ある単元づくり（カリキュラムマネジメント）	○安心して過ごせる学校づくり ○児童の意識向上をめざした取組 ○問題の未然防止・早期発見 ○児童会活動等を活用した取組 ○授業を通じた人権・道徳教育の充実 ○読書活動や音楽・芸術鑑賞教室等の豊かな体験活動の充実	○児童の健康・安全に対する意識の向上 ○学級活動、委員会活動、児童会活動等の充実 ○たくましく生きる態度の育成 ○より良い生活を創る力の育成	○安心・安全な学校づくり ○教育活動の活性化 ○学校からの情報発信をする機会の充実 ○保護者・地域の声を学校経営に生かす
--	--	---	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議

（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

- ① の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

② の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任 総括教諭

総括教諭

学年主任

支援教育コーディネーター(ＣＯ)

教育相談担当 支援教育コーディネーター、養護教諭

スクールカウンセラー・（月2回の巡回）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定検証（校長・ＣＯ）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（ ＣＯ ）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任・ＣＯ）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（ ＣＯ ）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ 道徳主任 ）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（ 校長・ＣＯ ）
- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（ＣＯ・養護教諭）

【教育相談】

- ・心の育成部
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（ ＣＯ ）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ＣＯ ）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・計画委員会・代表委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ 委員会担当 ）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ 教務主任 ）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ 教務主任・教育会議担当 ）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ＣＯ・学警連担当 ）
- ・こども家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（ ＣＯ ）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容	月	活動内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針、重点目標の確認 構成員の確認・役割分担 いじめ防止対策年間指導計画確認 かわさき共生＊共育プログラム年間指導計画作成 教育相談（担任・保護者）の実施 児童実態把握、引継ぎ内容確認 	10月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 「ふじみっ子のやくそく」見直し 教育相談案内（児童向け・保護者向け）配布（2回目）
5月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 児童実態把握・引継ぎ内容 第1回チェック 第1回効果測定実施 いじめ防止対策推進法に関する研修 人権尊重教育ミニ研修 民生委員、主任児童員との情報交換 	11月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 「子どもの権利に関する学習」指導 学校公開週間 学校教育推進会議② 児童実態把握・引継ぎ内容第4回チェック
6月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 効果測定分析と今後の指導（研修予定） 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 「ふじみっ子のやくそく」の確認（通年） 個人面談での情報把握 児童実態把握・引継ぎ内容第2回チェック 	12月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 個人面談での情報把握 冬季休業中の対応確認 第2回効果測定実施 効果測定分析と今後の指導
7月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 「人権にかかわる道徳」指導 学校生活アンケート第1回実施 民生委員、主任児童員との情報交換 学校教育推進会議① 	1月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 学校生活アンケート第2回実施 学校評価アンケート（児童・保護者・教職員）実施
8月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 人権尊重教育研修、児童理解に関する研修 学校生活アンケートの結果分析と今後の指導 	2月	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制ふりかえり月間】の取り組み 児童支援組織の各部会反省と新年度にむけての提案 各学年状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 学校説明会での学校評価報告 学校生活アンケート第2回・結果の分析と今後の指導 児童実態把握・引継ぎ内容第5回チェック
9月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 前期の反省と後期の具体的な取組の確認 児童実態把握・引継ぎ内容第3回チェック 	3月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 児童の引継ぎ内容準備用紙の作成・引継ぎ 来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・学年・学級集会、委員会（集会・運動等）による集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・計画委員会による「あいさつ運動」
- ・自然委員会による緑化・花いっぱい運動

[交流活動の活性化]

- ・異学年交流（通年）の実施
- ・わかくさ級交流会（特別支援級との交流活動）
- ・小中連携、幼保小連携、クラブ交流会（交流の形態を工夫して）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動
- ・継続した1・6年の交流と卒業に向けた卒業生・在校生の交流
- ・みんなの校庭プロジェクト

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンへの参加

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌や配布物での呼びかけを受けて、学校への協力
- ・いじめ発見時の各関係機関・学校への速やかな情報提供や通報

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動（富士見台小パトロールデイ）
- ・地域でのいじめ発見時の学校・関係機関への速やかな情報提供や通報
- ・豊かな人間関係を育むための地域行事やイベントづくり
- ・「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨の理解

